

令和6年2月14日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 開催日時 令和6年2月14日（水曜日）午前11時13分～午前11時44分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ②市バスの事故の報告について
- ③青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【挙手による報告】

- ①旧青森国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業の進捗状況について
- ②令和6年能登半島地震における石川県への応急給水活動について

○出席委員

委員長	花田明仁	委員	軽米智雅子
副委員長	木村淳司	委員	天内慎也
委員	蛭名和子	委員	木下靖
委員	中田靖人		

○欠席委員

委員	大矢保
----	-----

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	水道部次長	一戸隆雄
都市整備部長	清水明彦	交通部次長	高野雅子
都市整備部理事	土岐政温	都市政策課長	櫻田文明
水道部長	三浦大延	交通部管理課長	今村剛志
交通部長	佐々木淳	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	久保拓哉	議事調査課主査	笹雄貴
議事調査課主査	柿崎良輔		

○花田明仁委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日は、大矢委員が通院のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和6年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和6年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

初めに、制定理由ですが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が令和6年4月1日に変更になること、そして、住宅の省エネルギー性能の評価方法が新たに国から示されたことから、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、1つには、法律題名の改正によるものでありまして、これまでの建築分野における省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組強化を促進するために、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律から、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に題名が改正されることに伴い、別表4許可申請手数料表中の法律の題名を改正するものであります。2つには、省エネルギー性能の評価方法の追加に伴う改正でありまして、住宅の低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る省エネルギー性能評価は、これまで外皮性能、一次エネルギー消費量いずれも計算による方法、または、誘導仕様基準による方法で評価していたところではありますが、今後は計算による方法と誘導仕様基準による方法を組み合わせて評価することが可能となったことから、評価方法の区分の記載を改めるものであります。

資料にイメージをお示ししておりますが、現行の性能評価方法区分は、まず、民間機関が性能評価を行った場合が1通りあります。そして、行われていない場合が2通りの計3通りの評価方法区分に応じた手数料になっておりましたが、改正後では民間機関による評価が行われていない場合において、この計算と誘導仕様基準を組み合わせた場合を追加するものであります。

なお、この場合の手数料につきましては、次の常任委員会でお示しし、付託案件として御審議いただく予定としております。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日からを予定しております。

御報告は以上となります。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い

ました事故の和解及び損害賠償の額の決定1件につきまして、同条第2項の規定により、令和6年第1回定例会に提出を予定しておりますことから、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和5年9月28日木曜日、午前9時30分頃に、住居表示付番業務中の住宅まちづくり課職員が運転する公用車が、民家敷地内の排水ますと接触したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、排水ます修理費として5万5935円を負担することで合意し、合意内容につきまして、令和6年1月29日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」は関連する2件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和6年第1回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分2件につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、今回の案件のうち資料①の1件につきましては、令和5年10月の本常任委員協議会におきまして、また、資料②の1件につきましては、令和5年11月の本常任委員協議会におきまして、事故の報告をしたものであります。

まず、お手元の資料①を御覧ください。

事故の発生は、令和5年9月19日火曜日、午前11時20分頃、新城字平岡にある緑ヶ丘東公園西側市道におきまして、長さ約3メートル、直径約5センチメートルの公園樹の枯れ枝が落下した弾みで公園外の市道に飛び出し、通行していた車両の右側後方のドアピラーが損傷した事故であります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として6000円を負担することで合意し、合意内容につきましては、令和6年2月5日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険で対応しております。

次に、お手元の資料②を御覧ください。

事故の発生は、令和5年11月3日金曜日、正午頃、青葉一丁目の市道南奥野1号線において、長さ約2メートル、直径約3センチメートルの街路樹の枯れ枝が落下し、停車していた車両の屋根が損傷した事故です。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として9万9682円を負担することで合意し、合意内容について、令和6年2月5日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入しております道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、その内容を御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧いただきたいと思っております。

初めに、制定理由としましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴います水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に係る所掌事務の見直しが行われたことに伴います所要の改正をするため、提案するものです。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

青森市水道事業条例では、第4条におきまして、給水装置の新設等の申込みについて、また、第36条におきましては給水装置の基準違反に対する措置について定めており、当該規定では、それぞれ水道法第16条の2第3項ただし書を引用しているところです。

このたび、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省、環境省へ移管することを主な内容とする、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、水道法第16条の2第3項ただし書が改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしましては、水道法第16条の2第3項ただし書中、厚生労働省令が国土交通省令に改められたことに伴い、1つに、第4条第1項の給水装置の新設等の申込み関係につきまして、給水装置の新設、改造、修繕、または撤去をしようとするものは、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならないが、水道法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については除くことと規定しておりますが、今回の水道法の一部改正によりまして、厚生労働省令が国土交通省令に改められました。2つに、第36条2項の給水装置の基準違反に対する措置関係につきまして、管理者は、給水装置の所有者の当該給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水

装置の新設等の工事に係るものでないときは、給水装置の所有者の給水契約の申込みの拒否や給水を停止することができるが、当該工事が水道法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるときなどは、この限りでないことと規定しておりますが、今回の水道法の一部改正により、厚生労働省令が国土交通省令に改められたことに伴い改正するものです。

最後に、施行日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 令和 6 年第 1 回市議会定例会に提出を予定しております青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず初めに、提案する理由ですけれども、カード回数券、いわゆるバスカードにつきましては、県内初のバスカードシステムとして、平成 4 年 11 月 10 日からサービスを開始しておりまして、令和 4 年 3 月 5 日の AOPASS 導入に伴い、販売を終了いたしました。その後も当分の間、従前のおり使用することができるとしておりました。

これまで 30 年以上にわたりまして、多くの皆様に御利用いただいたところでありますが、バスカードの読み取り機器等については、製造メーカーにおいて既に製造を終了しておりまして、修理が必要となった際には中古部品を確保して実施してきているところであります。しかしながら、中古部品につきましては、今後、入手がますます困難になることが想定されておりますので、バスカードの使用を終了することとしたところであります。

また、バスカードの利用状況であります。バスカードの販売終了後は年々減少しておりまして、令和 6 年 1 月の利用率は 0.65% となっております。なお、参考までに、AOPASS を含む IC カードの令和 6 年 1 月の利用率は 58.3% となっております。

こうした状況を踏まえまして、バスカードの読み取り機器の使用可能な期間や、バスカードをお持ちの方への周知を徹底するとともに、十分な使用期間を確保することを考慮した上で、バスカードの使用を終了するため、所要の改正を行うというものであります。

次に、改正内容について、まず、資料の (1) のところにありますけれども、カード回数券の使用終了に伴いまして、カード回数券の使用期間について、当分の間としておりましたが、使用期間を令和 8 年 3 月 31 日までの間と改めるものでありま

す。

次に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上が本条例の一部を改正する条例の一部改正の内容となっております。

次に、資料2を御覧いただきたいと思えます。

参考までに、こちらは、令和8年3月31日で使用を終了するカード回数券等の一覽となっております。なお、こちらに記載のないAOPASSを導入する以前に交通部が発行した使用期限のない乗車券類についても、使用期間は令和8年3月31日までとしております。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和6年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和6年第1回市議会定例会に提案を予定しております青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、税務部を所管する総務企画常任委員会に付託される予定となっておりますが、都市整備部におきましても青森市営住宅管理条例との関連がありますことから、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例について所要の改正を行うものであります。

次に、「2 条例に影響を及ぼす法改正部分」についてですが、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化がなされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定が改正され、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令及び退去等命令の用語が法において定義されることになったものであります。

次に、「3 条例の主な改正内容」についてですが、都市整備部所管の「(2) 青森市営住宅管理条例の一部改正」について御説明いたします。

市営住宅に入居するためには、親族と同居することが条件となっております、その例外として、条例第7条第2項各号に規定しております、高齢者、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者につきましては、単身での入居が可能であり、同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、同項に基づき裁

判所がした改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為の申立てをした者についても例外として単身で入居できる旨規定しておりますため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理等を行うものであります。

施行期日につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日であります令和6年4月1日からとしております。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、参考の新旧対象表に記載のとおりであります。

以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「市バスの事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 市バスの運行中に発生した交通事故について、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

当該事故は、令和6年2月2日金曜日、午後3時45分頃、市内合浦一丁目において発生したものであります。

事故の概要につきましてはですが、午後3時35分、県立中央病院前バス停を発車し、青森駅前行きの青柳線を運行していた市バスが、合浦小学校前のバス停付近の交差点において、青信号で走行していたところ、右側から中型トラックに追突されたものであります。

事故当時、市バス車両には、7名の乗客と1名の運転手がおりまして、事故直後に運転手が右肩の痛みを訴えたため、病院に搬送されております。乗客7名につきましては、1名の方がその場で体に痛みを訴えておりましたが、軽度であり、御自身で病院への搬送は不要であると判断されましたが、事故翌日には症状は改善したとのことであります。また、事故翌日に痛みが発生した方が1名おり、同日に通院されましたが、定期的な通院は必要ないと診断され、既に治療は完了しております。また、残る5名の方につきましては、2月5日までに全員と連絡を取ることができましたが、事故発生後に数日経過する中で、新たに痛みなどの症状が発生した方はおりませんでした。

次に、乗客7名への代替交通の対応についてですが、1名は八洲交通の代替車両で移動、4名はタクシーで移動、2名は自宅が近いということで徒歩で帰宅したところであります。

今回の事故を受けまして、当該事業者を含む市バス及びねぶたん号の運行事業者に対して、安全運転及び事故防止の徹底について、通知したところであります。

今後も、引き続き、市民の皆様にご安全・ご安心して乗車していただくため、より一

層の事故防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の事故に係る賠償等につきましては、市が市バス運行事業者と締結しております委託契約に基づき、当事者同士が協議していくこととなっております。

報告は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年第1回市議会定例会に提出を予定しております、青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのうち、青森市公営企業の設置等に関する条例の改正について御説明申し上げます。

なお、本条例の制定につきましては、2つの条例を1つの議案としており、総務部を所管いたします総務企画常任委員会に付託される予定となっております。

初めに、「1 制定理由」であります。令和6年4月1日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、公金事務の私人への委託に関する制度に係る条文が追加となりました。これに伴いまして、当該条例において引用する同法及び同政令の条文に移動、いわゆる条ずれが生じたことから、所要の整理をするため制定するものであります。

次に、「2 改正内容」であります。後段の(2)を御覧ください。

青森市公営企業の設置等に関する条例では、第14条におきまして議会の同意を要する賠償責任の免除について定めておりますが、表中、下線の部分にありますとおり、引用する地方自治法第243条の2の2第8項を、同法第243条の2の8第8項に改めるものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。都市整備部長。

○清水明彦都市整備部長 令和6年1月の都市建設常任委員協議会におきまして、委員から報告をするよう申出がありました、旧青森国際ホテル跡地地区の市街地再開発事業の進捗状況について、御報告いたします。

当該事業につきましては、現在、施行予定者となります旧青森国際ホテル跡地地区市街地再開発準備組合におきまして内容検討が進められております。

本市では、今年度、都市計画法に基づく法定手続を行ってございまして、昨年末ま

でに案の説明会、公聴会を開催しています。その後の縦覧を経まして、2月7日に青森市都市計画審議会において、本市の都市計画に当該市街地再開発事業を定める青森都市計画第一種市街地再開発事業の決定案と併せ、施行区域要件となります青森都市計画高度利用地区の変更案の2つの諮問案件につきまして、審議会の委員の皆様にご審議いただき、異論がない旨、答申をいただいたところであります。

今後につきましては、3月下旬の都市計画決定を見込んでおります。

市街地再開発事業の進捗状況の報告につきましては、以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

続いて、水道部長。

○三浦大延水道部長 令和6年能登半島地震における石川県への応急給水活動について御報告いたします。

資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○三浦大延水道部長 それでは、資料を御覧ください。

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震におきまして、本市では、日本水道協会からの要請に基づき、1月30日から2月13日まで水道部職員を派遣し、石川県七尾市での応急給水活動を実施したところでありますので、その概要について御説明いたします。

まず、「1 要請概要」であります。当該地震によりまして、中部地方の広範囲で水道管及び浄水施設に破損等が発生し、石川県内で最大約11万1000戸が断水したため、日本水道協会では、同日救援本部を立ち上げ、1月3日から中部・関東・関西の3地方支部による応急給水活動を開始し、1月5日には東北地方支部に対して、七尾市及び珠洲市へ給水車5台の応援要請を行ったところであります。

これを受け、東北地方支部では、同日には宮城・福島・山形・岩手の4県支部による活動を開始しましたが、その後、1月17日に青森県支部長であります青森市長に対しまして、2月1日から29日までの応急給水活動の支援要請があったため、本市におきまして県内各水道事業者と調整を行い、2月1日から12日まで青森市、その後21日までは八戸圏域水道企業団、29日までは弘前市が応急給水活動を行うこととしたものであります。

これに基づき、「2 青森市の対応」にありますが、速やかに水道部職員16名による4名掛ける4班の体制を整え、第1班は、1月30日早朝5時に3トン給水タンクローリー車と応急給水支援車で出発し、同日18時過ぎに救援本部があります金沢市に到着し、翌31日の朝7時から、先に給水活動を行っておりました盛岡市との引継ぎを行った後、早速、七尾市での応急給水活動を開始したところであります。

以降も、各班を順次派遣し、表にありますとおり、七尾市の矢田町地区や御祓町地区、津向町地区などにおきまして、避難所や社会福祉法人施設、病院などへの給水活動を続け、一昨日の2月12日に八戸に引き継いだ上で、昨日15時過ぎに、無事第4班の4名が帰着したところであります。

なお、「3 今後の予定」についてですが、中部地方支部と東北地方支部で担当する七尾市・珠洲市について、応急給水活動は、当面の間、5班体制で継続していくものと伺っておりますが、それと並行いたしまして、現在、破損管路等の復旧について調査・検討が進められている中、2月下旬からは応急復旧班の派遣について東北地方支部への要請が見込まれており、青森県支部には3月下旬からの派遣が要請される見通しであります。

報告は以上ですが、今後、要請があった場合には、これまで同様、速やかに県内事業体及び本市水道部内の調整を行った上で、被災地の皆さんに寄り添った支援活動を行っていくこととしております。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)